

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案の概要について (個人事業者等に対する安全衛生対策関係)

第 1 5 9 回安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 計画課

関係省令の改正の趣旨等

令和5年10月にまとめられた「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書（次ページ）に基づき、労働安全衛生規則等の改正について検討を行うこととする。

今回の改正においては、基本的には、作業から生ずる危険性ではなく、作業を行う場所に起因する危険性に対処するものについて改正を行うものとし、具体的には以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 安衛法第20条、第21条及び第25条を根拠とする関係省令の条文のうち「場所の管理権原に基づく、退避、立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止」に係る規定について改正を行う。
- ・ 安衛法第23条ほかを根拠とするものは改正対象としない。

また、同報告書においては、安衛法第20条及び第21条を根拠とする関係省令の条文であっても、立入禁止等に含まれない「保護具」や「作業方法」の規定については、今般は改正を行わない（別途、ガイドライン等で周知の推奨等を行う）こととされているため、今般の改正の対象としないこととしてはどうか。

(参考) 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書 (抄)

3 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討結果

3 - 2 個人事業者等の危険有害作業に係る災害を防止するための対策

(4) 個人事業者等に作業の一部を請け負わせる事業者による対策

【個人事業者等に対する「退避」や「立入禁止等」などの措置】(安衛法第20条、第21条、第25条関係)

- 安衛法第25条に基づく「災害発生時等の作業場所からの退避」や安衛法第20条、第21条に基づく「立入禁止等」については、ある作業場所の管理権原に着目した措置であり、雇用関係や請負関係にかかわらず、当該場所で作業に従事する者を対象として、事業者措置義務を課していることを踏まえれば、「有害性」と「危険性」で対応に差を設ける合理性はないため、安衛法第22条以外の条文に関しても、速やかに所要の省令改正を行うこととする。

【個人事業者等に対する「保護具」や「作業方法」の周知】(安衛法第20条、第21条関係)

安衛法第22条に基づく「有害性」とは異なり、安衛法第20条、第21条で規制されている「高所からの墜落による危険」、「機械による挟まれ、巻き込まれの危険」などは、視覚により作業者が容易に把握できる場合が多い一方、「高圧電路への接触による感電の危険」、「スレートの踏み抜きによる墜落」など視覚のみでは把握できないものがあるため、災害実態も含め、個々の規制について十分に精査する必要があることから、以下のとおり対応することとする。

新たに創設する災害報告制度に基づき、個人事業者等による災害実態を把握し、安衛法第20条、第21条に基づく個々の規制(立入禁止等に関するものを除く。)について、改正の必要性を精査の上、必要性が認められるものについて所要の改正を行う。

検討対象となる規制に係る作業は従来から労働者が行っているものであり、労働災害のデータについても長期に亘って詳細に把握されていることから、個人事業者等による災害実態把握に当たっては、これらの内容にも留意の上、実施することとする。

上記 には一定の期間を要することから、所要の改正が行われるまでの間、ガイドライン等により、事業者に対して「保護具」や「作業方法」の周知を推奨する。

安衛法第22条に基づいて定めている「有害性」に係る関係省令の規定については改正・施行済み。

関係省令の改正の趣旨等

具体的な改正内容は以下のとおりとしてはどうか。

(被改正省令：労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則の4省令)

下記について、事業者が講ずる措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者とする。

危険箇所への立入禁止等

- ・立入禁止 (P5～6)
- ・危険箇所等への搭乗禁止 (P7～9)
- ・立入等が可能な箇所の限定 (立入禁止の裏返し) (P10)
- ・悪天候時の作業禁止 (P11)

特定場所における喫煙等の火気使用禁止 (P12)

事故発生時等の退避 (関連規定) 等

- ・退避ないし避難 (避難用器具の設置及び避難訓練を含む。) (P13～14)
- ・退避に関連した救護に必要な措置 (P15)
- ・産業用ロボット異常時等の緊急措置 (P16)

上記の事業者が行う立入禁止、退避等の措置で、労働者以外の者も措置対象とするもののうち、労働者に遵守義務を設けているものについては、労働者以外の者に対しても遵守義務 (罰則なし) を設ける。

その他、所要の改正 (文言の整理等)

今後の予定

- ・改正案に係る安全衛生分科会への諮問・答申後、速やかに公布
- ・令和7年4月1日施行 (予定)

(参照条文)

労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) (抄)

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備 (以下「機械等」という。) による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止する為必要な措置を講じなければならない。

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第二十三条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第二十五条 事業者は、労働災害の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

危険箇所への立入禁止等

・ 立入禁止

・ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部改正

新	旧
<p>（立入禁止）</p> <p>第二十八条 事業者は、<u>自動送材車式帯のご盤を使用する作業場において作業に従事する者が自動送材車式帯のご盤の送材車と歯との間に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該箇所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p> <p>2 前項の作業場において作業に従事する者は、<u>同項の規定により立ち入ることを禁止された箇所に立ち入ってはならない。</u></p>	<p>（立入禁止）</p> <p>第二十八条 事業者は、<u>自動送材車式帯のご盤の送材車と歯との間に労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p> <p>2 労働者は、<u>前項の規定により立ち入ることを禁止された箇所に立ち入ってはならない。</u></p>

改正後の条文で「……の作業場において」等と規定するのは「作業に従事する者」を特定する趣旨であり、改正前の「労働者」と比較して限定をかけ、又は範囲を狭める趣旨ではない。以下同じ。

第二十八条第二項は、「労働者に遵守義務を課しているものについて、労働者以外の者に対しても同様の遵守義務（罰則なし）を課す」例。

・ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の一部改正

新	旧
<p>（ボイラー室の管理等）</p> <p>第二十九条 事業者は、ボイラー室の管理等について、次の事項を行わなければならない。（二～六号 略）</p> <p>一 <u>ボイラー室その他のボイラー設置場所には、関係者以外の者がみだりに立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。</u></p>	<p>（ボイラー室の管理等）</p> <p>第二十九条 事業者は、ボイラー室の管理等について、次の事項を行わなければならない。（二～六号 略）</p> <p>一 <u>ボイラー室その他のボイラー設置場所には、関係者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に掲示すること。</u></p>

省令改正案・典型的な条文イメージ

・ 立入禁止（続き）

- ・ クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）の一部改正

新	旧
<p>（立入禁止）</p> <p>第二十八条 事業者は、ケーブルクレーンを用いて作業を行うときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通っているシーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープが跳ね、又は当該シーブ若しくはその取付具が飛来することによる危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるおそれのある箇所に当該作業を行う作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、<u>禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u></p>	<p>（立入禁止）</p> <p>第二十八条 事業者は、ケーブルクレーンを用いて作業を行なうときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通っているシーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープが<u>はね</u>、又は当該シーブ若しくはその取付具が飛来することによる<u>労働者の危険</u>を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるおそれのある箇所に<u>労働者を立ち入らせてはならない。</u></p>

- ・ ゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号）の一部改正

新	旧
<p>（立入禁止）</p> <p>第十八条 事業者は、ゴンドラを使用して作業を行っている箇所の下方に<u>関係者以外の者がみだりに立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該箇所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p>	<p>（立入禁止）</p> <p>第十八条 事業者は、ゴンドラを使用して作業を行なっている箇所の下方には<u>関係労働者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p>

省令改正案・典型的な条文イメージ

危険箇所等への搭乗禁止

労働安全衛生規則の一部改正

新	旧
<p>(立旋盤等のテーブルへの搭乗の禁止)</p> <p>第一百十六条 事業者は、<u>立旋盤、プレーナー等</u>を使用する作業場において<u>作業に従事する者</u>を運転中の立旋盤、プレーナー等のテーブルに乗せてはならない。ただし、テーブルに乗った者又は操作盤に配置された者が、直ちに機械を停止することができるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>前項の作業場において作業に従事する者</u>は、<u>同項ただし書の場合を除き</u>、運転中の立旋盤、プレーナー等のテーブルに乗ってはならない。</p>	<p>(立旋盤等のテーブルへのとう乗の禁止)</p> <p>第一百十六条 事業者は、運転中の立旋盤、プレーナー等のテーブルには、<u>労働者を乗せてはならない</u>。ただし、テーブルに乗った<u>労働者</u>又は操作盤に配置された<u>労働者</u>が、直ちに機械を停止することができるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>労働者は、前項ただし書の場合を除いて</u>、運転中の立旋盤、プレーナー等のテーブルに乗ってはならない。</p>
<p>(搭乗の制限)</p> <p>第一百五十一条の十三 事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、<u>当該作業を行う作業場において作業に従事する者</u>を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。ただし、墜落による危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p>	<p>(搭乗の制限)</p> <p>第一百五十一条の十三 事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、<u>乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない</u>。ただし、墜落による<u>労働者の危険</u>を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p>
<p>(修理等)</p> <p>第一百五十一条の十五 事業者は、車両系荷役運搬機械等の修理又は<u>アタッチメント</u>の装着若しくは取外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一百五十一条の九第一項ただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の<u>労働者の使用状況</u>を監視すること。</p>	<p>(修理等)</p> <p>第一百五十一条の十五 事業者は、車両系荷役運搬機械等の修理又は<u>アタッチメント</u>の装着若しくは取外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一百五十一条の九第一項ただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。</p>

第一百十六条第二項は、「労働者に遵守義務を課しているものについて、労働者以外の者に対しても同様の遵守義務（罰則なし）を課す」例。

省令改正案・典型的な条文イメージ

・ 危険箇所等への搭乗禁止（続き・参考）

- ・ 労働安全衛生規則の一部改正（前ページの第百五十一条の十五第二号の改正の参考）

新	旧
<p>（立入禁止） 第百五十一条の九 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、<u>フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。</u>）<u>を使用する作業場において作業に従事する者がそのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>ただし、<u>修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるとき（当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させ、かつ、当該請負人に対し、安全支柱、安全ブロック等を使用する必要がある旨を周知させるとき）は、この限りでない。</u></p>	<p>（立入禁止） 第百五十一条の九 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、<u>フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。</u>）<u>については、そのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。</u>ただし、<u>修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。</u></p>

省令改正案・典型的な条文イメージ

・ 危険箇所等への搭乗禁止（続き）

・ クレーン等安全規則の一部改正

新	旧
<p>（搭乗の制限）</p> <p>第二十六条 事業者は、クレーンにより、<u>クレーンを使用する作業場において作業に従事する者を運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。</u></p> <p>第二十七条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者（<u>作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請負人</u>）を乗せることができる。</p> <p>2 事業者は、前項の搭乗設備については、墜落による危険を防止するため次の事項を行わなければならない。（一・二・四号 略）</p> <p><u>三 作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該請負人に対し、要求性能墜落制止用器具等を使用する必要がある旨を周知させること。</u></p>	<p>（搭乗の制限）</p> <p>第二十六条 事業者は、クレーンにより、<u>労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない。</u></p> <p>第二十七条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用の<u>とう乗設備</u>を設けて当該<u>とう乗設備</u>に労働者を乗せることができる。</p> <p>2 事業者は、前項の<u>とう乗設備</u>については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。（一～三号 略）</p> <p>（新設）</p>

省令改正案・典型的な条文イメージ

・ 立入等が可能な箇所の限定（立入禁止の裏返し）

・ 労働安全衛生規則の一部改正

新	旧
<p>（原動機、回転軸等による危険の防止） 第一条（４項まで 略） 5 <u>第一項の規定に基づき踏切橋の設備が設けられた作業場において作業に従事する者は、踏切橋を使用しなければならない。</u></p> <p>（昇降設備） 第一百五十一条の六十七（略） 2 前項の作業に従事する者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。</p> <p>（人車の使用） 第二百二十一条 事業者は、<u>軌道装置により作業に従事する者を輸送するときは、人車を使用しなければならない。ただし、少数の作業に従事する者を輸送する場合又は臨時に作業に従事する者を輸送する場合において、次の措置を講じたときは、この限りでない。</u> 一（略） 二 <u>転位、崩壊等のおそれのある荷と作業に従事する者とを同乗させないこと。</u></p> <p>（搭乗定員） 第二百二十三条 事業者は、人車については、その構造に応じた搭乗定員数を定め、かつ、これを<u>作業に従事する者に周知させなければならない。</u></p>	<p>（原動機、回転軸等による危険の防止） 第一条（４項まで 略） 5 労働者は、踏切橋の設備があるときは、踏切橋を使用しなければならない。</p> <p>（昇降設備） 第一百五十一条の六十七（略） 2 前項の作業に従事する労働者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。</p> <p>（人車の使用） 第二百二十一条 事業者は、軌道装置により労働者を輸送するときは、人車を使用しなければならない。ただし、少数の労働者を輸送する場合又は臨時に労働者を輸送する場合において、次の措置を講じたときは、この限りでない。 一（略） 二 転位、崩壊等のおそれのある荷と労働者とを同乗させないこと。</p> <p>（とう乗定員） 第二百二十三条 事業者は、人車については、その構造に応じたとう乗定員数を定め、かつ、これを関係労働者に周知させなければならない。</p>

第一条第五項及び第一百五十一条の六十七第二項は、「労働者に遵守義務を課しているものについて、労働者以外の者に対しても同様の遵守義務（罰則なし）を課す」例。

省令改正案・典型的な条文イメージ

・ 悪天候時の作業禁止

・ 労働安全衛生規則の一部改正

新	旧
<p>(悪天候時の作業禁止)</p> <p>第百五十一条の百六 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、車両系木材伐出機械を用いる作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。</p>	<p>(悪天候時の作業禁止)</p> <p>第百五十一条の百六 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、車両系木材伐出機械を用いる作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。</p>

・ クレーン等安全規則の一部改正

新	旧
<p>(組立て等の作業)</p> <p>第三十三条 事業者は、クレーンの組立て又は解体の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせないこと。</p>	<p>(組立て等の作業)</p> <p>第三十三条 事業者は、クレーンの組立て又は解体の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。</p>

特定場所における喫煙等の火気使用禁止

・労働安全衛生規則の一部改正

新	旧
<p>(危険物等がある場所における火気等の使用禁止) 第二百七十九条 (略) 2 前項の場所において作業に従事する者は、当該場所においては、同項の点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。</p> <p>(アセチレン溶接装置の管理等) 第三百十二条 事業者は、アセチレン溶接装置を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業を行うときは、次に定めるところによらなければならない。(第三号以外 略) 三 発生器から五メートル以内又は発生器室から三メートル以内の場所では、喫煙、火気の使用又は火花を発生するおそれのある行為について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所において喫煙、火気の使用又は火花を発生するおそれのある行為が禁止されている旨を見やすい箇所に表示すること。</p>	<p>(危険物等がある場所における火気等の使用禁止) 第二百七十九条 (略) 2 労働者は、前項の場所においては、同項の点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。</p> <p>(アセチレン溶接装置の管理等) 第三百十二条 事業者は、アセチレン溶接装置を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業を行なうときは、次に定めるところによらなければならない。(第三号以外 略) 三 発生器から五メートル以内又は発生器室から三メートル以内の場所では、喫煙、火気の使用又は火花を発生するおそれのある行為を禁止し、かつ、その旨を適当に表示すること。</p>

第二百七十九条第二項は、「労働者に遵守義務を課しているものについて、労働者以外の者に対しても同様の遵守義務（罰則なし）を課す」例。

事故発生時等の退避（関連規定）等

・ 退避ないし避難（避難用器具の設置及び避難訓練を含む。）

・ 労働安全衛生規則の一部改正

新	旧
<p>（退避等） 第二百七十四条の二 事業者は、化学設備から危険物等が大量に流出した場合等危険物等の爆発、火災等による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、<u>作業に従事する者を安全な場所に退避させなければならない。</u></p>	<p>（退避等） 第二百七十四条の二 事業者は、化学設備から危険物等が大量に流出した場合等危険物等の爆発、火災等による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、<u>労働者を安全な場所に退避させなければならない。</u></p>
<p>（避難） 第三百二十一条 事業者は、発破の作業を行う場合において、<u>作業に従事する者が安全な距離に避難し得ないときは、</u>前面と上部を堅固に防護した避難所を設けなければならない。</p>	<p>（避難） 第三百二十一条 事業者は、発破の作業を行なう場合において、<u>労働者が安全な距離に避難し得ないときは、</u>前面と上部を堅固に防護した避難所を設けなければならない。</p>
<p>（避難用器具） 第三百八十九条の十 事業者は、<u>ずい道等の建設の作業を行うときは、</u>落盤、出水、ガス爆発、火災その他非常の場合に<u>作業に従事する者を避難させるため、</u>次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる避難用器具を適当な箇所に備え、<u>関係者</u>に対し、その備付け場所及び使用方法を周知させなければならない。 一～三 （略） 2 事業者は、前項の呼吸用保護具については、同時に就業する者（出入口付近において作業に従事する者を除く。次項において同じ。）の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。 3 （略）</p>	<p>（避難用器具） 第三百八十九条の十 事業者は、<u>ずい道等の建設の作業を行うときは、</u>落盤、出水、ガス爆発、火災その他非常の場合に<u>労働者を避難させるため、</u>次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる避難用器具を適当な箇所に備え、<u>関係労働者</u>に対し、その備付け場所及び使用方法を周知させなければならない。 一～三 （略） 2 事業者は、前項の呼吸用保護具については、同時に就業する<u>労働者</u>（出入口付近において作業に従事する者を除く。次項において同じ。）の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。 3 （略）</p>

省令改正案・典型的な条文イメージ

・ 退避ないし避難（避難用器具の設置及び避難訓練を含む。）（続き）

・ 労働安全衛生規則の一部改正

新	旧
<p>（避難等の訓練）</p> <p>第三百八十九条の十一 事業者は、切羽までの距離が百メートル（可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのあるずい道等以外のずい道等にあつては、五百メートル）以上となるずい道等に係るずい道等の建設の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発、火災等が生じたときに備えるため、関係者に対し、当該ずい道等の切羽までの距離が百メートルに達するまでの期間内に一回、及びその後六月以内ごとに一回、避難及び消火の訓練（以下「避難等の訓練」という。）を行わなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（避難等の訓練）</p> <p>第三百八十九条の十一 事業者は、切羽までの距離が百メートル（可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのあるずい道等以外のずい道等にあつては、五百メートル）以上となるずい道等に係るずい道等の建設の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発、火災等が生じたときに備えるため、<u>関係労働者</u>に対し、当該ずい道等の切羽までの距離が百メートルに達するまでの期間内に一回、及びその後六月以内ごとに一回、避難及び消火の訓練（以下「避難等の訓練」という。）を行わなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（伐倒の合図）</p> <p>第四百七十九条（1項・3項 略）</p> <p>2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の者（以下この条及び第四百八十一条第二項において「<u>作業に従事する他の者</u>」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、<u>作業に従事する他の者が避難したことを確認させた後</u>でなければ、伐倒させてはならない。</p>	<p>（伐倒の合図）</p> <p>第四百七十九条（1項・3項 略）</p> <p>2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下この条及び第四百八十一条第二項において「<u>他の労働者</u>」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、<u>他の労働者が避難したことを確認させた後</u>でなければ、伐倒させてはならない。</p>

・ ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正

新	旧
<p>（ボイラー室の出入口）</p> <p>第十九条 事業者は、ボイラー室には、二以上の出入口を設けなければならない。ただし、ボイラーを取り扱う者が緊急の場合に避難するのに支障がないボイラー室については、この限りでない。</p>	<p>（ボイラー室の出入口）</p> <p>第十九条 事業者は、ボイラー室には、二以上の出入口を設けなければならない。ただし、ボイラーを取り扱う労働者が緊急の場合に避難するのに支障がないボイラー室については、この限りでない。</p>

省令改正案・典型的な条文イメージ

・ 退避に関連した救護に必要な措置

・ 労働安全衛生規則の一部改正

新	旧
<p>(人員の確認)</p> <p>第二十四条の六 事業者は、第二十四条の三第二項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時まで、ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。)をいう。以下同じ。)の内部又は高圧室内(潜かん工法その他の圧気工法による作業を行うための大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部をいう。)において<u>作業に従事する者</u>の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じなければならない。</p>	<p>(人員の確認)</p> <p>第二十四条の六 事業者は、第二十四条の三第二項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時まで、ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。)をいう。以下同じ。)の内部又は高圧室内(潜かん工法その他の圧気工法による作業を行うための大気圧を超える気圧下の作業室又は<u>シャフト</u>の内部をいう。)において<u>作業を行う労働者</u>の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じなければならない。</p>

省令改正案・典型的な条文イメージ

・ 産業用ロボット異常時等の緊急措置

・ 労働安全衛生規則の一部改正

新	旧
<p>(教示等)</p> <p>第百五十条の三 事業者は、<u>産業用ロボット</u>の可動範囲内において当該<u>産業用ロボット</u>について教示等の作業を行うときは、当該<u>産業用ロボット</u>の不意の作動による危険又は当該<u>産業用ロボット</u>の誤操作による危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。ただし、第一号及び第二号の措置については、<u>産業用ロボット</u>の駆動源を遮断して作業を行うときは、この限りでない。(一・三号 略)</p> <p>二 作業に従事している者又は当該者を監視する者が異常時に直ちに産業用ロボットの運転を停止することができるようにするための措置を講ずること。</p>	<p>(教示等)</p> <p>第百五十条の三 事業者は、<u>産業用ロボット</u>の可動範囲内において当該<u>産業用ロボット</u>について教示等の作業を行うときは、当該<u>産業用ロボット</u>の不意の作動による危険又は当該<u>産業用ロボット</u>の誤操作による危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。ただし、第一号及び第二号の措置については、<u>産業用ロボット</u>の駆動源を遮断して作業を行うときは、この限りでない。(一・三号 略)</p> <p>二 作業に従事している労働者又は当該労働者を監視する者が異常時に直ちに産業用ロボットの運転を停止することができるようにするための措置を講ずること。</p>